

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

社会教育法をここに公布する。

(中略)

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

(後略)